

# 消費税

# インボイス・セミナー

日本に消費税が導入されてから33年～～～

世界164の国・地域で導入されている世界標準の付加価値税です。

インボイス制度導入で日本の消費税も世界標準の税制に変身します！

# § I インボイス制度の概要

## 1. インボイス制度とは

複数税率に対応するため、仕入税額控除の要件としてインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存が必要となる制度です。この制度は令和5年10月1日から開始されます。

売上の消費税額 - 仕入の消費税額 = 納付消費税額



ここを「仕入税額控除」という。

- ① インボイスの保存がないと、仕入税額控除ができない!  
その結果、納付すべき消費税額が増加することになる。
- ② インボイスが交付できない事業者は、得意先から取引を敬遠されやすくなる。
- ③ インボイスを発行するには、所轄税務署長に登録申請をしなければならない。
- ④ 申請方法は、e-Taxを利用するか、郵送の場合は各国税局のインボイス登録センターに提出する。
- ⑤ インボイス制度がスタートする令和5年10月1日から、インボイスを交付できるようにするためには原則、令和3年10月31日から令和5年3月31迄に登録申請を済ませておく必要がある。

## 2. インボイス（適格請求書）とはどのような書類か？

①インボイスとは、次の事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）をいう。

### 【インボイス記載事項】

- ①発行事業者の氏名又は名称及び「インボイス登録番号」
- ②取引年月日
- ③取引により提供した商品やサービスの内容及び軽減対象資産等である旨の記載
- ④取引金額の税抜価額又は税込み価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等（地方消費税を含む）
- ⑥書類の交付を受けた事業者の氏名又は名称（お得意様のこと）

\*手書きの請求書や領収書でも、上記の事項が記載されていればインボイスとなります。

※配布テキスト

- ・「消費税インボイス制度Q&A」のP13参照
- ・「基礎から分るインボイス」のP4～P5参照

②インボイスは、原則、売り手側が交付（控え保存）し、買い手側にその保存を求める制度です。

### ③インボイス（適格請求書）と、現在使われている請求書との比較

#### 【区分記載請求書とインボイス記載事項の比較】

区分記載請求書 (令和元年10月1日～令和5年9月30日迄)	インボイス（適格請求書） (令和5年10月1日から)
①請求書の作成者の氏名又は名称	①インボイス発行事業者の氏名又は名称 <u>及びインボイス番号（登録番号）</u>
②取引年月日	②取引年月日
③売上商品やサービス内容 (軽減税率対象売上等がある場合は、 その売上商品等の内容と軽減税率で ある旨)	③売上商品やサービス内容 (軽減税率対象売上等がある場合は、 その売上商品等の内容と軽減税率で ある旨)
④税率ごとに合計した売上等の税込価額	④ <u>税率ごとに区分した売上等の税抜価額 又は税込価額の合計額、及び適用税率</u>
⑤相手方（買い手）に氏名又は名称	⑤ <u>税率ごとに区分した消費税額等</u> ⑥相手方（買い手）の氏名又は名称

※インボイスに記載する消費税額等（地方消費税含む）で1円未満の端数処理は、一インボイスにつき一回の端数処理（切上げ、切捨て、四捨五入）を行います。商品ごとの端数処理はできません。

# 適格請求書の記載事項

## 【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ 適格請求書等保存方式までの4年間に  
おける暫定的な仕入税額控除方式

～令和5年9月

### 【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
：	：
合計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

### 【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した  
対価の額(税込)
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

## 【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

令和5年10月～

### 【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
：	：
合計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
※は軽減税率対象	

### 【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項  
が追加されたもの

- ① 登録番号  
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

※ 不特定多数の者に対して販売等  
を行う小売業、飲食店業、タクシー業  
等に係る取引については、適格請求  
書に代えて、**適格簡易請求書**を交付  
することが可能（詳しくは参考資料  
2参照）。

### (ポイント)

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら  
“追記”が可能
- ・ **免税事業者でも発行可能**
- ・ 区分記載請求書の“**交付義務**”はありません

### (ポイント)

- ・ 交付する適格請求書は、これまでの**請求書や領  
収書に記載事項を追加するイメージ**（受領者による  
“追記”は不可）
- ・ **免税事業者は発行不可**（発行するには課税事業  
者となり税務署長の登録を受ける必要）
- ・ 登録した事業者は、買手の求めに応じて**適格請  
求書の交付義務・写しの保存義務が発生**します

# ○ 適格請求書の記載事項

- 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当。
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項。

【例】

請求書

△△商事(株)  
登録番号 T012345...

(株)○○御中

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

\* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつ。

# ○ 適格簡易請求書

- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができる。
- 適格簡易請求書の記載事項は、適格請求書の記載事項よりも簡易なものとされている。
- ※ 下線の項目は、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項。

【例】

スーパー○○	
② → XX年11月30日	東京都… 登録番号 T 123456…
③ →	領収書
ヨーグルト*	1 ¥108
カップラーメン*	1 ¥216
ビール	1 ¥550
合計	¥874
8%対象 (内)	消費税額 ¥324
10%対象 (内)	消費税額 ¥550
③ → * 軽減税率対象	お預り ¥1,000
	お釣 ¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載  
※両方記載することも可能

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※  
又は適用税率

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつ。

【適格請求書との相違点】

- ・ 「請求書受領者の氏名又は名称」の記載が不要。
- ・ 「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りる。

### 3. インボイスの交付義務 (売り手側)

#### ①原則

インボイス発行事業者になると、相手方（課税事業者に限る）から取引に係るインボイスの交付を求められたときは、インボイスを発行する義務が課されます。

#### ②交付義務の免除

事業の性質上、インボイスを発行することが困難な次の取引は、交付義務が免除されます。

#### 【交付義務が免除される取引】

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）の旅客運賃
- ② 出荷者等が卸売市場の卸売業者に販売委託して行う生鮮食料品等の取引
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等に販売委託して行う農林水産物の委託販売  
（生産者を特定しない無条件委託販売・共同計算方式によるものに限る。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポスト利用に限る。）



### ③簡易インボイス（簡易適格請求書）の交付

小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定多数のお客様を取引相手とする事業を営む事業者は、一部記載事項（お客様の氏名・名称等）を省略した「簡易インボイス」を交付することができる。

※配布テキスト ・ 「消費税インボイス制度Q&A」のP13参照

### ④電磁的記録（電子インボイス）の交付



※1 紙による交付に代えて、電磁的記録（電子データ）による交付も認められる。

※2 電子データによる具体的な提供方法

- ①光ディスク、磁気テープ等の記録用媒体
- ②EDI取引（Electronic Data Interchange）による電子データ
- ③電子メールによる電子データ
- ④インターネット上のサイトを通じた電子データ

### ⑤返還インボイス&修正インボイス

返品値引きが生じた場合は返還インボイス（適格返還請求書）、誤ったインボイスを交付した場合は、修正インボイスを交付する義務が生じます。

## ⑥ 交付したインボイスの控えの保存と保存期間

- ① インボイス発行事業者は交付したインボイス等の写しを保存する義務があります。
- ② 電子インボイスを交付した場合
  - ・ データで保存 → 電子帳簿保存法\*の規定に従い保存する。  
\*システム概要書備付・モニター画面で閲覧可・ダウンロード可
  - ・ 印刷して保存 → 整然な形式で、かつ、明瞭な状態で出力して保存する。
- ③ 消費税申告期限の翌日から7年間（例、令和3年3月決算 → 令和10年5月末）

## ⑦ 疑似インボイスの交付禁止

- ① インボイス発行事業者でない事業者が、疑似インボイスを交付する行為
- ② インボイス発行事業者が、偽りのインボイスを交付する行為

## ⑧ 罰則

上記⑦の禁止行為を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

## 4. 仕入税額控除の要件 (買い手側)

インボイス制度において「仕入税額控除」の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿とインボイス（適格請求書等）の「保存が要件」とされています。

①保存すべき書類とは、次のような種類をいいます。

- ①インボイス（適格請求書）
- ②簡易インボイス（適格簡易請求書）
- ③インボイスの記載事項が記載された仕入明細書（相手側の確認を受けたものに限る。）
- ④卸売市場や農協・漁協・森林組合等の媒介又は取次ぎ業者が作成した一定の精算書類
- ⑤上記①～④に係る電子データ

②交付を受けることが困難として、一定の記載事項のある帳簿の保存のみで「仕入税額控除」が認められる取引

- ①3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）の旅客運賃
- ②簡易インボイスの記載事項が記載された入場券等で、使用后回収される取引
- ③古物商が、インボイス発行事業者でない者からの古物の購入
- ④質屋が、インボイス発行事業者でない者からの質物の取得
- ⑤宅地建物取引業者が、インボイス発行事業者でない者からの建物の購入
- ⑥インボイス発行事業者でない者からの再生資源・再生部品の仕入
- ⑦3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の購入等
- ⑧郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポスト利用に限る。）
- ⑨従業員等に支給する通常認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

### ③ 「一定の記載事項」とは？

【帳簿の記載事項の改正経過の比較表】

請求書等保存方式 (令和元年9月まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和5年9月30日まで)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日ら)
<ul style="list-style-type: none"> <li>①仕入相手方の氏名又は名称</li> <li>②取引年月日</li> <li>③仕入商品やサービス内容</li> <li>④仕入対価の額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①仕入相手方の氏名又は名称</li> <li>②取引年月日</li> <li>③仕入商品やサービス内容 (軽減税率対象仕入等がある場合は、その仕入商品等の内容と軽減税率である旨)</li> <li>④仕入対価の額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①仕入相手方の氏名又は名称 (注) 相手方のインボイス番号は記載不要)</li> <li>②取引年月日</li> <li>③仕入商品やサービス内容 (軽減税率対象仕入等がある場合は、その仕入商品等の内容と軽減税率である旨)</li> <li>④仕入対価の額</li> <li>⑤帳簿保存のみの取引の場合は、その旨記載 例) 「3万円未満電車料金」「渡し切り入場券」 注) 古物商法等の業法で相手方の住所の記録義務がある場合は、住所記載の帳簿を別に整備。</li> </ul>

### ④ 帳簿及び請求書等の保存期間

書類保存期間	消費税申告期限の翌日から7年間	
帳簿	5年間保存必要	残りの2年間は、帳簿又はインボイスのどちらか一方の保存で足りる。
インボイス	5年間保存必要	

両方7年間保存が望ましい。

## 5. 免税事業者からの「仕入税額控除」の経過措置

◎原則的取り扱い・・・免税事業者はそもそもインボイス（適格請求書）を交付できないから、免税事業者から受け取った請求書等では「仕入税額控除」はできない。

### ☆経過措置

インボイス制度開始から、一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、一定割合の「仕入税額控除」ができる経過措置が講じられています。

#### 【経過措置の期間と控除割合】

経過措置の期間	控除割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額の80%相当額
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額の50%相当額
令和11年10月1日～	仕入税額の控除不可

※この経過措置の適用受ける場合は、区分記載請求書等と同様事項が記載された請求書等の保存と経過措置を適用した課税仕入れである旨\*を記載した帳簿を保存することが要件となります。

\*例) 「80%控除対象」、「免税事業者仕入」、「※ ☆ などの記号で表示」

## § 2 インボイス登録制度

### 1. インボイス発行事業者になるには登録申請が必要

① インボイス時代の事業者は、次のような属性に分類されます。

・ 課税事業者であるインボイス発行事業者	・ インボイスが交付できる。
・ 課税事業者であるだけの事業者	・ <b>インボイスは交付できない。</b> (取引相手は仕入税額控除ができない。)
・ <b>免税事業者である事業者</b>	

② 登録申請と登録の任意性

- ① インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録申請は課税事業者に限られます。
- ② 登録申請するかどうかは、事業者の任意です。

事業特性	課税事業者 (インボイス交付不可)	インボイス発行事業者 (インボイス交付可)
B toB	・ <b>お客様から敬遠される。</b>	・ 誰からも敬遠されない。
B toC	・ お客様から敬遠されない。	

## 2. インボイス登録申請の手続

### ①登録の要件

- ①課税事業者であること。
- ②消費税法違反で罰金以上の刑に処せられ2年経過しない者は登録できない。

### ②登録申請の提出先と申請方法

- ①インボイス発行事業者の登録申請先は、納税地の所轄税務署長となります。
- ②提出方法は電子申請と郵送申請の二つの方法があります。
  - ・電子申請（e-Tax利用・スマホ利用）・・・申請者（代表者）の電子証明書等が必要で結構煩雑です。
  - ・郵送申請は、所轄税務署ではなく所轄国税局のインボイス登録センター宛になります。関東信越国税局インボイス登録センター
- ③合同会計が推奨する申請方法 → 税理士の代理署名でe-Tax申請（無償サポート）
- ④申請から登録までの期間は、書面提出で1ヶ月、e-Taxで2週間程度で完了
  - \* 令和3年10月（初月）の登録実績 → 申請数103,000件（内、登録完了46,496件）
- ⑤登録通知 → e-Tax申請はメッセージBOXに、書面提出では登録通知書が郵送されます。

### ③「インボイス発行事業者公表サイト」（国税庁HP）で公表される事項

- ①事業者の氏名又は名称（屋号） ②本店所在地 ③国内に事業所を置く外国法人 ④登録番号
- ⑤登録年月日 ⑥登録取消年月日、登録失効年月日

### 3. インボイス登録申請の時期

#### ①申請の受付開始

インボイス発行事業者の登録受付は、令和3年10月1日から開始されました。

#### ②令和5年10月1日から登録を受けたい場合の申請期間



#### 申請期限の特例

令和5年3月31日までに申請できない「困難な事情」があった場合は、その旨を記載して令和5年9月30日までに申請することができる。困難の事情は問わない。

#### ③新設法人の登録特例

新たに法人を設立したときは、事業開始年度の末日（課税期間末日）までに登録申請することができる。

#### ④登録の効力

登録申請の効力は、税務署の「インボイス登録事業者登録簿」に登載された日に生じる。



## 4. 免税事業者がインボイス交付を希望する場合

### ① 免税事業者の登録

免税事業者は、原則、課税事業者となる届出（課税事業者選択届出）をしなければ、インボイス発行事業者になることはできません。

### ② 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録する場合の経過措置

この期間中にインボイス発行事業者の登録申請をする場合は、上記の「課税事業者選択届出書」の提出を不要とする経過措置が適用されます。

【個人事業者の例】

R5.1.1	(R5.10.1の属する課税期間)	R5.12.31
R5.3.31迄（申請困難な事情ある場合R5.9.30迄）に登録申請すれば、「課税事業者選択届出書」の提出は不要。		
免税事業者（R5.9.30迄）		課税事業者（R5.10.1から）

※翌課税期間以後に登録を受ける場合は、登録申請書と課税事業者選択届出書を提出する必要があります。免税事業者が翌課税期間の初日から登録を受ける場合（この場合1月1日）であれば、課税事業者選択届出書と翌課税期間の初日の前日（前年12月31日）から起算して1ヶ月前の日（前年11月30日）までに登録申請を提出しなければなりません。

### ③ 上記②の登録に当たって簡易課税制度の適用を受けたい場合の経過措置

課税期間の末日（R5.12.31）までに「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、課税期間開始の日（R5.10.1）から簡易課税制度の適用を受けることができます。（原則は課税期間開始日の前日迄に提出を要する。）

## 5.インボイス登録の取止め・取消し

### ①事業者の意思で取止めるケース

- ・免税事業者に戻るため、又は課税事業者のみでも不都合が生じなくなったケース等が考えられます。
- ・取止める場合には、「インボイス発行事業者登録の取消届出書」を提出する必要があります。

#### 【登録取消届出書の提出日と効力失効日】

登録取消届出書の提出日		登録の効力が失効する日
課税期間の末日 から起算して	30日前の日の前日	届出の翌課税期間初日
	30日前の日からその課税期間の末日までの間	届出の翌々課税期間初日

### ②税務署長からの取消処分

税務署長は、次の場合にはインボイス登録の取消処分をすることができます。

- ①1年以上所在不明であること
- ②事業廃止と認められること
- ③合併で消滅したと認められること
- ④消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたこと

## 6. 登録番号の構成

- ①法人番号を有す事業者・・・「T」 + (法人番号の数字13桁) → T6030001074753
- ②個人事業者や人格なき社団等・・・「T」 + (国税庁が定める数字13桁) → T1080001043861

## お知らせ

合同会計では、関与先様のインボイス登録申請のサポートを下記スケジュールに沿って実施する計画です。申請は、税理士の代理署名によるe-Taxでの申請となります。登録申請はすべて無償サポートとさせていただきます。宜しくお願いします。

### 『インボイス登録申請サポート実施計画』

申請時期	2021年12月	2022年1月	2022年2月	2022年3月
法人関与先様	3月4月5月 決算法人	6月7月8月 決算法人	9月10月11月 決算法人	12月1月2月 決算法人
個人関与先様	*****		消費税確定申告期限内	